

基 監 発 第0401008 号
基 安 安 発 第0401001 号
平 成 21 年 4 月 1 日

社団法人日本ボイラ協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
安全衛生部安全課長

派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴団体におかれましては、労働基準行政の推進につき、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保については、厚生労働省としては、これまでも派遣元事業主及び派遣先事業主の双方に対して、その責任区分に対応した労働基準法、労働安全衛生法等の遵守徹底を図ってきたところです。

こうした中、今般、派遣労働の実態並びに「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に当たり派遣元事業主及び派遣先事業主が各自、又は両者が連携して実施すべき重点事項等について取りまとめた平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331010 号「派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について」を発出し、都道府県労働局に対して別添のとおり通知したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対し、本通知で示した重点事項等の周知徹底について御協力を賜りますようお願い申し上げます。